

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 7 月 18 日

東映株式会社

株式会社ティ・ジョイ

2025 年 7 月 18 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区銀座 3 丁目 2 番 17 号
東映株式会社
代表取締役社長 吉 村 文 雄

東京都中央区銀座 1 丁目 13 番 1 号
株式会社ティ・ジョイ
代表取締役社長 多 田 憲 之

東映株式会社（以下「東映」といいます。）及び株式会社ティ・ジョイ（以下「ティ・ジョイ」といいます。）は、2025 年 6 月 17 日に締結した株式交換契約に基づき、東映を株式交換完全親会社、ティ・ジョイを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
2025 年 7 月 18 日
2. 株式交換完全子会社における手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 784 条の 2 の規定により、ティ・ジョイに対し、株式交換をやめることの請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
ティ・ジョイは、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 6 月 26 日付で各株主に通知を行いましたところ、同条第 1 項に従い、株主 1 名（株式数 2,000 株）より、ティ・ジョイに対して株式の買取りが請求されました。買取価格については現在協議中です。
 - (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定により、東映に対し、株式交換をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

東映は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2025 年 6 月 18 日付で電子公告を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項に基づく、法務省令で定める数の株式を有する株主から東映に対する本株式交換に反対する旨の通知はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

13,000 株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 東映は、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時のティ・ジョイの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有するティ・ジョイの株式 1 株に対して、東映の普通株式 47.2 株の割合をもって、東映が保有する自己株式を割当交付いたしました。東映が交付した株式の総数は 613,600 株です。

- (2) 本株式交換により増加した東映の資本金及び準備金は下記のとおりです。

資 本 金 : 0 円

資本準備金 : 0 円

以上